

函館工業高等専門学校オープンラボラトリー利用規程

平成 28 年 5 月 16 日

函高専達第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)施設の有効活用に関する規程(平成 28 年函高専達第 47 号)第 12 条の規定に基づき、本校オープンラボラトリー(以下「オープンラボ」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号の定めるところによる。

- 一 研究担当者 本校が行う研究を代表する本校の教職員(以下「研究代表者」という。)及び研究代表者と共同して研究を推進する本校の教職員をいう。
- 二 研究協力者 研究担当者と共同して研究を推進するため民間機関等から派遣される者をいう。
- 三 学科等 本校の各学科、一般系をいう。

(目的)

第 3 条 オープンラボは、学際的、先端的な研究や産学連携研究並びに産学連携を推進する、製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化研究等を行うことを目的として利用する。

(利用の範囲)

第 4 条 オープンラボは、次に掲げる研究を行う研究担当者及び研究協力者が利用できるものとする。

- 一 競争的資金を用いて行う研究
 - 二 本校共同研究取扱規程(昭和 61 年函高専達第 18 号)に基づく研究
 - 三 本校受託研究取扱規程(平成 12 年函高専達第 23 号)に基づく研究
 - 四 その他校長が研究戦略上特に必要と認めた研究
- 2 前項の研究のうち、競争的資金を用いた研究を行う場合は、その研究内容を勘案した上で、オープンラボを優先的に使用することができるものとする。

(利用の申請)

第 5 条 オープンラボの利用を希望する場合は、利用を希望する本校の代表者(以下「利用代表者」という。)が、別紙様式 1 の利用申請書を校長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 オープンラボにおける利用の許可等に関する審査は、本校運営会議において行う。

(利用の許可)

第7条 校長は、第5条の申請があったときは、運営会議の議を経て、本校の運営に支障のない範囲内において利用を許可するものとする。

2 校長は、前項により利用を許可したときは、別紙様式2の利用許可書により、利用代表者に通知するものとする。

(利用許可期間)

第8条 オープンラボの利用許可期間は、1年以内とする。ただし、校長が必要と認めたときは、4回を限度に更新することができる。

2 事業遂行上、前項により難い事情があると校長が認めたときは、5年を限度に許可することができる。

3 校長は、前項により1年を超えて利用を許可した場合は、必要に応じて利用状況を調査するものとする。

(利用の変更)

第9条 利用代表者は、利用を許可された事項に変更が生じるときは、第5条に定める利用申請書を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の申請があったときは利用者の変更等の軽微な変更を除き、第7条の規定を準用するものとする。

(利用上の義務)

第10条 利用代表者及び利用者(以下「利用者」という。)は、オープンラボを利用するにあたり、本校不動産管理規程(平成20年函高専達第15号)その他の定め及び関係法令を遵守しなければならない。

(管理責任)

第11条 利用代表者は、利用を許可されたオープンラボの管理責任を負うものとする。

2 利用代表者は、利用を許可されているオープンラボに必要な鍵の貸与を受け、施錠は利用者が責任をもって行うものとする。

(研究成果の報告)

第12条 利用代表者は、許可された利用期間が終了したときは、オープンラボ利用による研究成果等を記載した別紙様式3の研究成果等報告書を校長に提出しなければならない。

(利用の報告)

第13条 校長は、必要に応じ利用者に対し、利用に関する事項について報告を求めることができる。

- 2 利用者は、オープンラボを利用して行った事業の成果を論文等により公表するときは、その論文等にオープンラボを利用して行った事業であることを明記し、論文等の写しを校長に提出するものとする。

(機器の搬入及び原状回復)

第14条 利用代表者は、校長の承認を得て、研究に使用する機器類をオープンラボに搬入し、使用することができる。

- 2 利用代表者は、オープンラボの利用を終了又は中止したときは、速やかに原状に復したうえで、校長に届け出なければならない。

(損害の賠償)

第15条 利用者は、故意又は重大な過失によりオープンラボ及びオープンラボに付随する設備備品に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

(利用に係る経費)

第16条 利用代表者は、オープンラボの利用に係る経費を負担するものとする。

- 2 前項の負担額及び納付方法は、校長が別に定める。

(事業開示の義務)

第17条 利用者は、オープンラボにおける事業の開示を求められたときは、積極的に協力しなければならない。

(安全管理)

第18条 オープンラボ及び設備・機器類の利用に際しては、次の各号に掲げる手引き・規程等に従い、十分に注意して行うものとする。

- 一 実験実習安全必携(独立行政法人国立高等専門学校機構発行)
- 二 本校安全衛生管理規程(平成16年函高専達第10号)
- 三 本校動物実験実施規程(平成27年函高専達第17号)
- 四 本校における毒物劇物の管理に関する規程(平成10年函高専達第10号)
- 五 その他法令などに規制されている事項

(庶務)

第19条 オープンラボの利用に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、オープンラボの利用に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

函館工業高等専門学校オープンラボラトリー（新規・変更）利用申請書

函館工業高等専門学校長 殿

申請者（利用代表者）

所属学科等：	
職名：	氏名：
連絡先(内線番号)：	

下記のとおり，利用したいので申請します。
変更

希 望 利 用 場 所 及 び 面 積	(別紙図面のとおり) m ²
研 究 題 目	
利 用 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
研 究 資 金 の 名 称 等	研究資金の名称： (研究期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
研 究 目 的	※ 競争的資金の場合は，採択された研究内容・目的を記載すること。 ※ 共同研究の場合は，製品化，事業化との関連を明記すること。
研 究 計 画	
当該研究成果を基 にした製品化・事業 化 の 見 通 し	※ 製品化・事業化を目的とした利用の場合に明記すること。
研 究 に よ り 新 規 に 得 ら れ た 成 果 (継続課題のみ)	

利 用 者 氏 名 等	所 属 ・ 職 名 等		氏 名		連絡先（電話）
利用設備・備品等名	設備・備品等		学科等持ち込み設備・備品等		
	民間企業等持ち込み設備・備品等		その他		
利用する設備等 (利用希望欄に○印を 付してください。)	電 気		水 道		
	ガ ス		電話・FAX		
備 考					

注) 書ききれない場合は、別紙として記入または内容が記載された資料を添付しても結構です。

採択通知等の写しなど、研究内容・期間・金額が明確になる書類を必ず添付願います。

※ 変更申請する場合は、申請者(利用代表者)欄及び変更する項目のみ記入願います。

年 月 日

函館工業高等専門学校オープンラボラトリー利用許可書

殿

函館工業高等専門学校長

オープンラボラトリーの利用について、下記のとおり許可します。
なお、利用にあたっては、オープンラボラトリー利用の諸規程を遵守願います。

利 用 代 表 者				
研 究 題 目				
希望する利用場所 及 び 面 積	(別紙図面のとおり)			m ²
利 用 希 望 期 間	年 月 日 ~		年 月 日	
利 用 者 氏 名 等	所 属 ・ 職 名 等		氏 名	
利用設備・備品等名	設備・備品等		学科等持ち込み設備・備品等	
	民間企業等持ち込み設備・備品等		その他	
利 用 す る 設 備 等	電 気		水 道	
	ガ ス		電話・F A X	
備 考				

年 月 日

函館工業高等専門学校オープンラボラトリー利用による研究成果等報告書

函館工業高等専門学校長 殿

利用代表者

所属学科等：	
職名：	氏名：
連絡先(内線番号)：	

オープンラボラトリーの利用許可期間が終了しましたので報告します。

利 用 場 所 及 び 面 積	(別紙図面のとおりに) m ²
利 用 許 可 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
研 究 題 目	
研 究 概 要	
研 究 に よ り 得 ら れ た 成 果	
備 考	